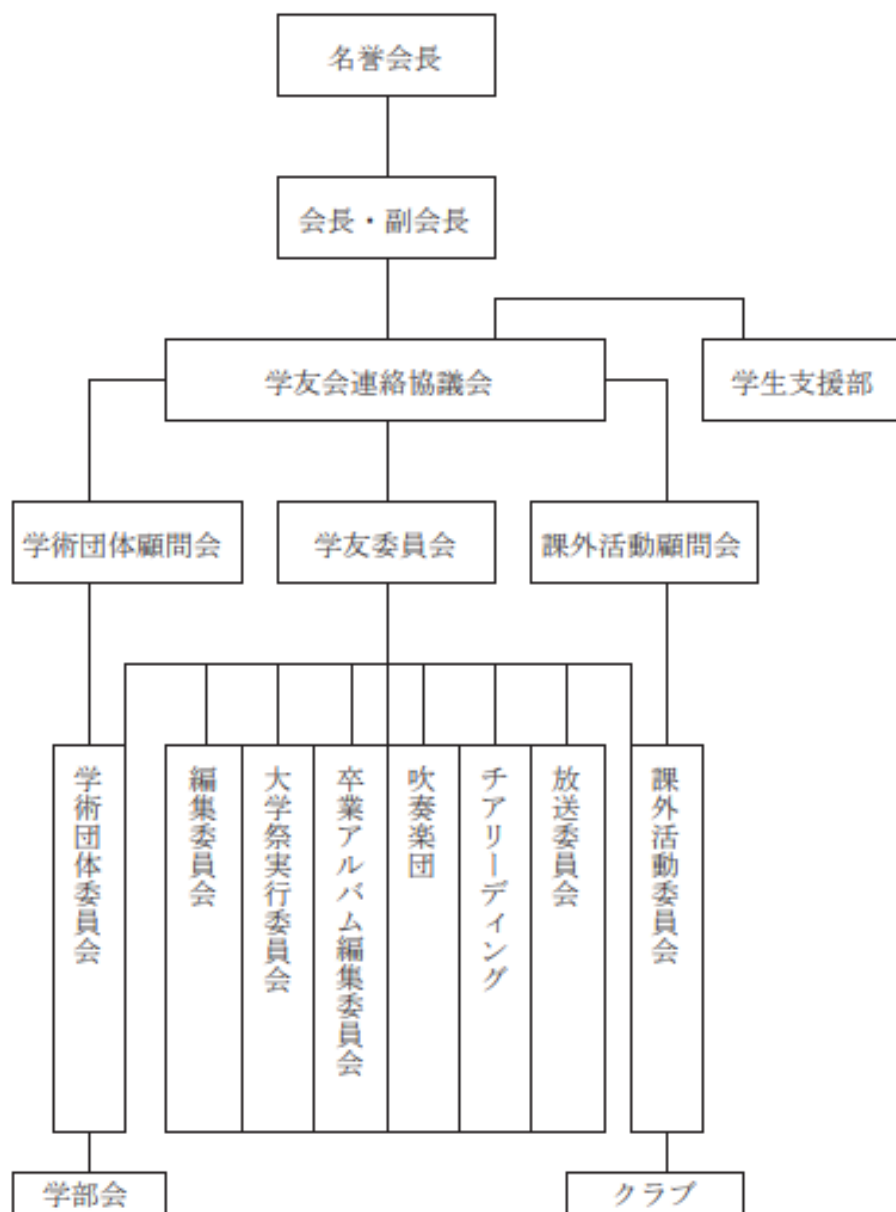


# 城西国際大学学友会組織図



# 城西国際大学学友会規約

## 第1章 総 則

第1条 城西国際大学学友会（以下「本会」という。）は、城西国際大学（以下「本学」という。）千葉東金キャンパス内に本部を置く。

第2条 本会は、次の各号に掲げる会員により構成する。

- (1)正会員
- (2)賛助会員

第3条 正会員は、本学の全学生とする。

第4条 賛助会員は、本学の教育職員、事務職員及び父母後援会役員とする。

第5条 本会における賛助会員の地位は、本会の健全円滑な運営のための助言者又は協力者とする

第6条 本会は、会員相互の自主的活動により、学術及び文化・体育の向上を図り、併せて会員相互の人格の高揚を指向するとともに、本学の発展に資することを目的とする。

第7条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる運営機関を設置する。

- (1) 学友会連絡協議会
- (2) 学友委員会
- (3) 学術団体顧問会
- (4) 課外活動顧問会

2 前項の運営機関に係る規約は、別にこれを定める。

## 第2章 役 員

第8条 会長は学長とし、本会の会務を総括する。

2 副会長は副学長及び事務局長とし、会長を補佐する。また、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 名誉会長は理事長とし、本会を統括する。

## 第3章 会 計

第9条 本会の支出は、正会員の納入する会費、援助金、父母後援会助成金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

2 諸団体への配付は、学友会連絡協議会の合意により決定する。

3 正会員の納入する会費は、年間 5,000 円とする。

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

## 第4章 規約改正

第11条 本会規約の改正は、学友会連絡協議会において審議する。

2 前項の審議は、学友会連絡協議会構成員3分の2以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決議する。

3 前項の決議において可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 本会規約の改正が成立したときは、当該成立から1ヶ月の期間において、学生掲示板に改正資料を掲出し、これを発表する。

# 城西国際大学学友会連絡協議会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本規約は、城西国際大学学友会（以下「学友会」という。）規約第7条2項に基づき、城西国際大学学友会連絡協議会（以下「本協議会」という。）に係る規約を定めることを目的とする。
- 第2条 本協議会は、城西国際大学千葉東金キャンパス内に本部を置く。
- 第3条 本協議会は、学友会の運営を円滑に行い、その発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 会 員

- 第4条 本協議会は、学友会会長、副会長、父母後援会代表、学生部長、学生委員会委員長、学生課長及び学友委員会代表により構成する。

## 第3章 協 議

- 第5条 本協議会は、次の各号に掲げる事項の審議、承認を行う。
- (1) 学友委員会役員の選出
  - (2) 学友会予算の調整
  - (3) 学友会規約及び学友会に属する運営機関の規約の改正
  - (4) 学友会所属団体の承認
  - (5) 学友会運営に必要な事項
- 第6条 本協議会の議長は学生支援部長とし、議長に事故あるときは、学生支援委員会委員長もしくは学生サービス課長が代理する。

# 城西国際大学学友委員会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本規約は、城西国際大学学友会（以下「学友会」という。）規約第7条2項に基づき、城西国際大学学友委員会（以下「本会」という。）に係る規約を定めることを目的とする。
- 第2条 本会は、城西国際大学千葉東金キャンパス内に本部を置く。
- 第3条 本会は、城西国際大学学友会正会員の代表により構成する。
- 第4条 本会は、学友会の運営を円滑に行い、その発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる運営機関を設置する。
- (1) 学術団体委員会
  - (2) 課外活動委員会
  - (3) 編集委員会
  - (4) 大学祭実行委員会
  - (5) 卒業アルバム編集委員会
  - (6) 吹奏楽団
  - (7) チアリーダーディング
  - (8) 放送委員会
- 2 前項の運営機関に係る規約は、別にこれを定める。
- 3 本会において運営上必要と認めたときは、新たに運営機関を設置する。

## 第2章 役 員

- 第6条 本会の役員は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 総務 1名
  - (4) 会計 2名
  - (5) 監査 2名
  - (6) 渉外 2名
- 第7条 会長は、本会を総括し、全ての事項に対し責任を負うものとする。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。